



1 木造住宅耐震診断・改修等補助

補助内容

住宅の耐震診断・改修および耐震シエルトなど設置費用の一部を補助します。

昭和56年5月31日以前に建てられた市内の木造住宅

補助金額（上限）

- 耐震診断費用 3万円
- 耐震改修費用 40万円
- 段階的耐震改修 30万円
- 耐震シエルト等設置費用 12万5千円

補助条件

市に登録した耐震診断資格者が診断・設計するもの
耐震シエルトは、国・地方公共団体などで一定の評価を受けたもの。

申込期限

9月16日（金）

2 げけ地近接等危険住宅移転補助

補助内容

災害危険区域・土砂災害特別警戒区域から移転する費用の一部補助します。

対象

○災害危険区域・土砂災害特別警戒

4 住宅リフォーム補助

補助内容

居住環境の向上と定住促進を目的に住宅のリフォーム工事費用の一部を補助します。

補助対象工事

次の①から⑤に該当する30万円以上となる工事。

- ① バリアフリー化工事
- ② 断熱性能向上工事
- ③ 省エネ性能向上工事
- ④ 防災・防犯対策工事
- ⑤ 長寿命化工事

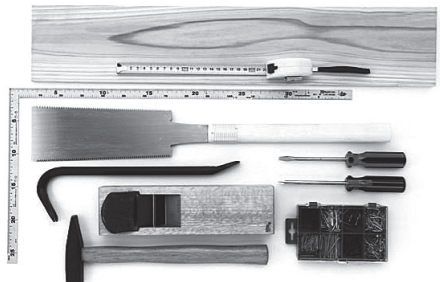
補助金額（上限）

補助対象費用の10分の1

- ① 住宅リフォーム 20万円
- ② 耐震住宅リフォーム 30万円
- ③ 空き家住宅リフォーム 30万円

申込期間

6月1日（水）9時から



耐震改修

危険住宅移転

土砂災害対策

安全な住宅 住みよい住宅に住まいの補助制度

問い合わせ
都市計画課 ☎59-2168

区域に存在する住宅
○移転勧告、是正勧告、避難指示、避難勧告などを6カ月継続して受けた住宅

補助金額（上限）

危険住宅の除却費用 97万5千円
危険住宅に代わる住宅の建設、購入、改修に要する資金を金融機関などから借り入れた場合の借り入れ利率（建物・土地・敷地造成それぞれで上限は異なります）

その他

補助事業の詳しい条件などは、都市計画課または市ホームページで確認できます。

申込期限

10月28日（金）（令和5年度に行う事業の受け付けになります）

リフォーム

ブロック塀除却

空き家情報

3 建築物土砂災害対策改修補助

補助内容

土砂災害特別警戒区域内に建築され、要件を満たす建築物の改修費用の一部を補助します。

※特別警戒区域は県ホームページで確認できます。

補助条件

次の要件を全て満たすもの。

- ① 年度内に完了する改修工事
- ② 居室を有する建築物
- ③ 土砂災害特別警戒区域内に建築
- ④ 土砂災害に対して安全な構造となる改修（建築基準法施行令第80条の3の規定に適合する構造）

補助金額（上限）

対象となる工事費用の23%（75万9千円）

申込期限

9月16日（金）



これらの補助制度で行う工事の着手は補助金交付決定後に行ってください。工事を着手してからの申請はできません。

5 ブロック塀等除却補助

補助内容

道路に面するブロック塀等の除却費用の一部を補助します。

対象となるブロック塀

- 市内小・中学校の通学路または緊急輸送道路に面するもの
- 道路面からの高さが1メートル以上のもの
- 倒壊のおそれのあるもの

補助金額（上限）

工事費用の3分の2（15万円）

申込期限

9月16日（金）

6 大竹市空き家バンク

空き家を売りたい・貸したいという所有者などの申し込みに基づき、空き家の情報をホームページなどで提供する制度です。

登録対象物件

- ① 市内にある戸建ての住宅で常時無人の状態にあるもの
- ② 空き家の老朽化が著しくないもの
- ③ 宅地建物取引業者が介入していない物件

その他

空き家バンクへの登録方法は都市計画課または市ホームページで確認できます。現在登録されている空き家はありませぬ。

申請期限 9月30日（金） 令和3年度 住民税非課税世帯などに対する 臨時特別給付金

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、さまざまな困難に直面した方に対し、生活・暮らしの支援を行うため、1世帯当たり10万円の臨時特別給付金を支給しています。申請期限がありますので、お急ぎください。

問い合わせ 地域介護課 ☎59-2152

【住民税非課税世帯等】支給対象

次の①②のいずれにも該当する世帯

- ① 令和3年12月10日で大竹市に住んでいる。
- ② 同一世帯の全員が、令和3年度分の住民税が非課税となっている。（住民税が課税されている方の扶養親族などのみで構成される世帯は除く）

手続き

該当すると思われる方には確認書を送付しています。

【家計急変世帯】支給対象

住民税非課税世帯等の支給対象②に該当しないものの、同一世帯の全員が、令和4年度分の住民税が非課税となっている。（住民税が課税されている方の扶養親族などのみで構成される世帯は除く）

手続き

地域介護課で申請してください。その際に①本人確認書類②令和3年分の確定申告書③支給を希望する金融機関口座の通帳を持参してください。

申請期限

9月30日（金）

内閣府コールセンター

受付時間 9時～20時（土・日曜日、祝日を除く）

0120・526・145